

佐賀県告示第133号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準(昭和63年佐賀県告示第440号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。ただし、表1の備考4の(3)中「第13項から第15項まで」を「第12項から第14項まで」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年3月25日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1" data-bbox="235 630 1086 1399"> <tr> <td data-bbox="235 630 1086 671">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 671 1086 1399"> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までのサービスに限る。)</u>又は<u>障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)</u>のある世帯</p> <p>ア～オ 略</p> </td> </tr> </table>	略	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までのサービスに限る。)</u>又は<u>障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)</u>のある世帯</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1" data-bbox="1162 630 2013 1399"> <tr> <td data-bbox="1162 630 2013 671">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 671 2013 1399"> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。)</u>又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。)</u>のある世帯</p> <p>ア～オ 略</p> </td> </tr> </table>	略	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。)</u>又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。)</u>のある世帯</p> <p>ア～オ 略</p>
略					
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までのサービスに限る。)</u>又は<u>障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)</u>のある世帯</p> <p>ア～オ 略</p>					
略					
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。)</u>又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。)</u>のある世帯</p> <p>ア～オ 略</p>					

改正前	改正後
(4) 略 5 ~ 8 略	(4) 略 5 ~ 8 略